



固定資産の評価について

知つておきたい評価の方法

一、なぜ評価が必要か

昨年度からシヤウブ勧告にもよって地方税の税率が全面的に変つて来たことは市民の意識には充分承知のこととなりました。

即ち從来までは賦税で頂いた地租及び家屋税の附加税として資本が納めていただけで地方税は

昨年の税制改革で国税から切離され独立して固定資産税と呼ばれ新しく償却資産という課税対象を加えて、市町村のみが独自の立場で課題、収支出来るようになります。

この固定資産税の中で重要なのは土地、家屋に対するものであります。市町村のみが独自の立場で課題、収支出来るようになります。

土地、家屋の價格を現地に置いて正確に調査して評価すること

は時間的に不可能でありましたので、一應時の物価指標と睨合をして全国一律に固定資産税の貨幣価格の九〇〇倍（畠は一、〇八〇倍）を算出する評価額として定めました。

このためいろいろな不合理や矛盾を生じまして、市長はその一方ならぬ迷惑をかけた方

もあつたわけあります。

しかし本年度からこの課税の基礎となる土地、家屋の價格は市長が独自の判断と責任をもつて評定するところとなりこの法定された價格に

基準にも手立てて評定することができました。市長はこの仕事を行つたが、これ等のものに対する報酬、ため、その補助機関として固定資

産評價員、同評價補助員を任命し屋についても昭和十三年家

庭園で開催された實價榜査基準として課税されていましたが、この實價榜査は昭和二千五百七月末日限り廃止されました。

五年七月末日限り廃止されましたが昭和二十五年度においては既に市長に納めてしまつた

金が賦課されることになりました。

これが昭和二十五年度においては既に市長に納めてしまつた

本年度の固定資産税の第一期、第四期分で計算することとなつております。

第一期、第三期分までは二種類ある税額でありまして、正式に税額が決定するのをまつて、十二月の第

決算するのをまつて、十二月の第

税額を算出し、これを當該

年に区分し、更に該況によつてはこれを詳しく細分することが認められています。

農田烟について収益還元方式によつて評価額を算出し、これを當該

年に区分し、更に該況によつてはこれを詳しく細分することが認められています。

評価額となるわけであります。

故は地政委の基準どおり、山林はり異りますが、大別して次のよう

倍であります。

農地については標

田畠の實價格を除して得た数を

評価倍数とします。この倍数を各

田畠の實價格で除して得た数を

以上説明いたしました方法によつて閑係者の評價に供することになつてあります。

この調査によつて評價員は評價

書を作成して市長に提出すること

になります。この調査書もついで

市長は固定資産税台帳を作成し

下さい。追つて作成次第評價員の期

限及び場所は公示いたします。

此の秋にあたり、講和成立まで

の他特別の事情により建てられ

た建物

の動態による物質般の傾向な

どから勘案しますならば、これら

と均衡がとれていないため

協力を切望して止みません。

五、固定資産課台帳の総覽

(三)特別の事由によるもの

(1)天災等特別の事由による

損壊

(2)職中建てられた建物そ

る建物

の他特別の事情により建てられ

た建物

の動態による物質般の傾向な

どから勘案しますならば、これら

と均衡がとれていないため

協力を切望して止みません。

九月の納税は

九月十五日現在で

選挙人名簿を調製中

九月の納税は

九月十五日現在で

選挙人名簿を調製中

の他特別の事情により建てられ

た建物

の動態による物質般の傾向な

どから勘案しますならば、これら

と均衡がとれていないため

協力を切望して止みません。

なお本書には必ず住所、氏名、職

位を明記して下さい。これらの記

入しないものは投票されても採

用いたしません。

